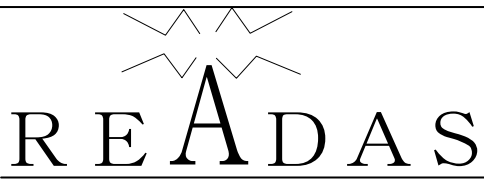


第 4491 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月25日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模事業者が行う手形、小切手取引

Q：青色申告をしている個人事業者ですが、消費税を計算する場合に手形、小切手取引で特例はありませんか？

A：所得税の小規模事業者として一定の要件に該当する事業者については、次のように取り扱うことが認められます。

【解説】

青色申告をしている一定の要件を満たす小規模事業者が行う手形取引、小切手取引については、消費税法では、次のように取り扱われます。

①手形取引

イ. 手形の支払を受けたものについてはその支払を受けた時にその金額を対価とする資産の譲渡等を行ったものとし、割引したものについてはその割引した時にその手形金額を対価とする資産の譲渡等を行ったものとする。この場合において、その割引した手形の不渡りにより、その割引に係る対価をそ求に応じて支払ったときは、その支払った時の属する課税期間の資産の譲渡等の対価の額からその支払った金額に相当する金額を減額する。

ロ. 支払手形にあつては、その手形の支払をした時にその金額に係る課税仕入れを行ったものとする。

②小切手取引

その受取り又は振出しの時にその小切手金額に係る資産の譲渡等又は課税仕入れを行ったものとする。

